

谷口委員

それでは、最初に緊急財政対策について何点かお伺いしたいと思います。

根本的というか基本的なところで、この対策、県有施設の見直し、補助金の見直しが主なテーマになっているわけでありますけれども、県有施設の見直しや、また補助金の見直しで一体幾ら財源を確保したいのかというところが分からないために、大きな不安が広がっているということがあると思いますね。そういう意味で、まず幾ら削減したいのか、そのことをもう一度最初に確認をさせていただきたいと思います。

予算調整課副課長

緊急財政対策に取り組むことで幾ら削減したいのかというお話だと思っておりますけれども、緊急財政対策については、全ての事務事業につきまして聖域を求めず、ゼロベースから徹底的な見直しを行うということでございまして、具体的な個別の削減目標ということは、今設定はしていないということでございます。

ただ、平成 25 年度には 700 億円、26 年度には 900 億円、2 箇年合わせて 1,600 億円の財源不足が見込まれておる中で、今のところ解消の目どは立っていないということでございますので、削減だけではなくて歳入の確保、それから歳出の削減、この両面からの取組を行いまして、この直面する財源不足 1,600 億円、何とか確保したい、いわば今の目標ということになろうかと思っております。

谷口委員

言っている趣旨は一定理解しますけれども、私たちは、この緊急財政対策、県有施設の見直し、補助金見直しについては、基本的には強い懸念を持っておりますけれども、やるのであれば目標額をしっかりと明確にしないと影響を受けるところも大きく不安が広がってしまうわけで、そこはしっかりと申し上げておきたいと思っております。

それから、それに関連してなんですけれども、直接緊急財政対策との関連はないかもしれませんが、今日の新聞報道でいすゞとの訴訟の問題が出ておりました。最高裁がその弁論を開くと決めたということで、臨時特例企業税が無効かというふうな報道もされておりますけれども、この臨時特例企業税についてこれまでの経過を少し確認させていただきたいと思っております。

税制企画課長

本日新聞報道されました臨時特例企業税でございますけれども、まず、創設の経緯ということでお話しさせていただきます。

もともと法人事業税、行政サービスの対価としての応益的性格がございましたけれども、従前は所得だけを課税の対象としておりましたので、所得が発生していない法人、赤字法人には全く税負担がなかったということがございます。当時は約 7 割が赤字法人ということで、7 割の法人が税負担をしていなかったという

ことです。そうしたことがございましたので、そうした税の性格、それから税収の安定性を図るために、県の地方税制等研究会でも議論いただきまして、課税自主権を活用して法定外普通税として臨時特例企業税を創設したということございまして、平成 13 年 3 月に臨時特例企業税条例の制定の御議決をいただきまして、6 月に総務大臣の同意を得て、同年 8 月から施行したという状況でございます。

この訴訟でありますけれども、平成 17 年 10 月にいすゞ自動車から訴訟の提起がございまして、20 年 3 月に第一審、これは本県が敗訴でございました。直ちに控訴いたしまして、平成 22 年 2 月に控訴審判決がございまして、こちらでは本県が勝訴ということでございます。

そのいすゞ自動車が上告を提起いたしまして本日に至っているわけでございますけれども、本日、訴訟代理人であります弁護士事務所から、平成 25 年 2 月 18 日に口頭弁論を開くという呼出状が届いたというのが経過でございます。

谷口委員

今回の争点となっているところは、簡単に言うとどういうところなんですか。

税制企画課長

このたびの上告審における争点でございますけれども、大きく分けまして二つございます。一つが憲法違反といういすゞ自動車の主張でございまして、内容といたしましては、担税力がない法人に課税する点で、憲法 29 条財政権の保障に違反するという、それからもう一つが欠損金の繰越控除を適用した法人だけを課税対象としているということございまして、憲法第 14 条租税公平主義に反するというのが憲法違反、これがいすゞの主張でございます。

もう一点が、法律と条例の関係でございますが、この案件に当てはめると、地方税法とこの臨時特例企業税条例の関係でございます。地方税法では、所得を算定するに当たって、繰越控除を適用することを認めているのに、臨時特例企業税条例は地方税法で定めたものを実質的に阻害しているということで違法だということがいすゞの主張で、それが争点になっています。

谷口委員

新聞報道ですと、この弁論というのは、二審の結論が覆る可能性があるときに開かれるため、この高裁の判決が見直される公算が大きいと、こういう報道になっています。このとおりになるとすれば、報道にもあるように、いすゞだけではなく他の企業、全企業 480 億円の、ここから上がっていた税収を返還しなければいけないという事態も想定されるようなことがありますけれども、現在の県の見解を伺っておきたいと思えます。

税制企画課長

確かに新聞報道では、口頭弁論が開かれると現判決が見直される可能性が高いということございまして、それは一般論としてはそういうケースだということは承知しております。

ただ、もともと民事訴訟におきましては、弁論をした上で判決をするというのが原則でございます。例外規定として、上告を棄却する場合には弁論を開かずに

判決をすることができるという規定がございまして、承知している範囲では、最高裁はかなり多くの事案を抱えておりますので、訴訟経済的な面ですとか、上告審の事務負担を軽減するために、棄却する場合は弁論を開かないのが慣例になっているということにすぎません。したがって、この事案は正しく地方の課税自主権に係る極めて重要な案件でございますので、原則どおり弁論が開かれるというのはむしろ当然だというふうに思っております。

したがって、私ども本県としましては、臨時特例企業税条例、これは適法だというふうに確信しておりますので、来年2月に開かれます弁論で県の主張を十分にしていきたいというふうに思っているところでございます。

谷口委員

仮に、もしも高裁の判決が翻ったりとすると、480億円の返還をしなければいけないということで、今やっている緊急財政対策も吹っ飛んでしまうような状況になるかと思っておりますので、ここはしっかりと県としても対応していくように要望しておきたいと思っております。

財政対策の中の県有施設に関するところでありますけれども、第2回定例会で我が会派の高橋議員がこの県庁周辺の県有施設の利用について質問しました。特に自治会館については、知事からも事務室に転用して有効活用する検討を始めるというふうな御答弁があったかと思っておりますけれども、現状のところを確認させてください。

総務局財産管理課長

自治会館につきましては、平成23年度末に福利厚生施設としての用途を廃止いたしましたしまして、その後、事務室化を検討しておりました。今回、県税事務所の再編統合ということで、その案の中では横浜県税事務所と保土ヶ谷県税事務所の再編統合が予定されているということから、現在、この自治会館の中に入居することによって検討を進めております。

この自治会館の6階と7階につきましては、事務室としての対応ができる部屋が多くございましたので、そちらに入居する方向で現在検討を進めておまして、この事務室化に係る改修経費等について予算化を進めております。

谷口委員

自治会館については、横浜県税が移ってくるということですね。

今、横浜県税が入っている横浜合同庁舎が空くわけですけれども、ここはどうするんですか。

庁舎管理課長

本庁庁舎耐震対策基本構想案におきましては、この横浜合同庁舎につきまして、整備スケジュールの中で一時使用を想定しております。新庁舎の免震改修におきまして、基本的には新庁舎の12階を使いまして、この中で仮移転することとしておりますが、その際に建て替える分庁舎に一部、最終的に再配置する、そういう部局も想定されるところでございます。

したがって、その部局につきましては、新分庁舎完成までの間、一時的に

この横浜合同庁舎に仮移転いたしまして、そのことによりまして仮移転の回数を減らす、更には借上げによります業務影響や引っ越し経費を抑えるといった形での一時的な使用を考えているところでございます。

谷口委員

仮移転先として一時的に利用するということですが、それでは、こちらの耐震化、また分庁舎の建て替えが終わった後は、その合同庁舎はどういうふうにするというふうにお考えですか。

財産財産管理課長

仮移転先として使用するのには数年先ということに計画上なっておりますので、その先の利活用については今後検討していくということになりますけれども、基本的には県利用、市町村利用、民間売却というような順番で考えていくことになると思いますが、立地条件が非常に良い、利便性の良い場所でございますので、将来の県資産としての有効活用も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

おっしゃられたように、横浜合庁の場所というのは山下町の非常に良いところにありますし、これは売却だけがいいとは私も思いませんので、将来の資産活用を含めてしっかりとこれは取り組んでいただくよう要望しておきたいと思っております。

それでは、次に補助金についてお伺いしたいと思いますけれども、今回一覧表が出てきました。平成 24 年度限りで廃止とか、25 年度から見直し、26 年度以降に見直し等とあるんですけれども、一体全体として、平成 24 年度限りで廃止というのは幾つあるのか、25 年度から見直しというのは幾つあるのか、26 年度以降はという、細かく項目ごとに一体何年になっているのかと、これを見ただけでは分からないんですね。その辺のことをまず確認させていただきたいと思うんです。

予算調整課副課長

見直し対象としております補助金は、全てで 273 件、341 億 6,400 万円でございます。このうち平成 24 年度限りで廃止としたものが 32 件、15 億 700 万円、それから 25 年度から見直しとしたものが 113 件、89 億 300 万円、それから 26 年度以降に見直しとしたものが 33 件、5 億 8,700 万円、それから市町村関係になりますけれども、26 年度に交付金化、これが 15 件、10 億 1,600 万円、社会保障と税の一体改革、こちらが 6 件の 123 億 300 万円、残り、引き続き必要な経費を計上とさせていただきます。74 件、98 億 4,700 万円でございます。

谷口委員

それで、平成 24 年度限りで廃止というものが今 32 件という話だったと思っておりますけれども、説明を受けた限りでは、今回の緊急財政対策で様々な調整をしてそういうことになったというふうにも受け止められるんですが、ただ、中身を見ると、例えば国際学生会館の関連のところなどというのはもう既に決まっていたこととありますし、そういう意味で、この 32 件のうち既にこの緊急財政対策を始める前に決まっていたもの、それから今回対策が始まって調整して決まったもの、

その内訳を教えてください。

予算調整課副課長

今の平成 24 年度限りで廃止の 32 件の内訳ですけれども、まず、あらかじめその時限とか 24 年度限りということが既定方針で廃止が決まっていたものが 9 件、2 億 500 万円でございます。それから、今回の緊急財政対策を受けまして見直しといったものが 23 件、13 億 100 万円でございます。

谷口委員

調査会の意見を受けて秋にこの対策をまとめたわけでありすけれども、実際のところそんなに進んでいないというのが印象です。ある意味、この委員会でも申し上げましたけれども、あれだけ大きなバルーンを打ち上げて、大山鳴動してねずみ一匹というふうな感も否めないというふうに思います。ですので、我々としては基本的にはもう必要なものはしっかり残していただきたいという方向でありますけれども、この見直しについてはしっかりと地元の意見、団体や当事者の意見も聞きながら、ちゃんと進めていただきたいと思います。

今の中で平成 25 年度から見直しが 113 件、89 億円ということでありすけれども、再度確認しますけれども、この見直しについては一部減額ということなのか、それとも廃止も含めて検討するということなのか確認させてください。

予算調整課副課長

平成 25 年度から見直しは、廃止も含めて見直しを検討しているということでございます。

谷口委員

その平成 25 年度からの見直しというのが 4 割以上という、相当多いわけでありすけれども、こちら辺についてはどういうふうを考えているのか、また、一方的に見直しを進めているというわけではないかと思っておりますけれども、ちょっと確認させていただきたいと思います。

予算調整課副課長

緊急財政対策の取組につきましては、できる限り平成 25 年度当初予算から反映させていただきたいというふうに考えてございまして、25 年度から見直す補助金が 4 割以上となった背景には、こうした点から各局が精力的に調整を進めていただいているということから、4 割というふうになっていると認識しております。しかしながら、既に市町村団体も事業計画等を詰めている最中ですので、時間的制約もあるというふうに考えてございますので、年内を目どに見直しの方向性が調ったものにつきましては平成 25 年度当初予算で反映させていただきますけれども、調整が調わないもの、それが難しいものにつきましては、平成 26 年度以降見直しの実施につきまして引き続き調整させていただきたいということでございますので、一方的に見直しを進めるということではなくて、関係者と協議の調ったもののみ 25 年度当初予算に反映させていただきたいというふうに考えてございます。

谷口委員

しっかり調整して丁寧にやっていただけるようお願い申し上げます。

それでもう一点、補助金に関して、交付金化について1点だけ伺っておきたいと思っておりますけれども、この交付金化については、一昨日も今日も質問がありましたけれども、私は加えて県や市町村に対するメリット、デメリットだけではなくて、その先の、実際この補助金等を受益している団体当事者の方々の目線というものも大事だと思うんですね。

国の交付税でもそうですけれども、国としてはこういう事業を交付税としてちゃんと措置していますよと言っているけれども、実際現場に行くと、色が付いてないので、当事業ができていないということも多々見受けられます。同じようなことが今回の交付金化で起こる可能性があるということです。実際、福祉関係の団体の方々はそこをやはり心配していて、補助金の目的が明確化されていないので、減額、若しくは、なくなってしまうのではないかとという不安の声が大きく広く出てきております。そういう意味で、この団体の視点から見た今回の交付金化ということについてお考えを確認しておきたいと思っております。

市町村財政課長

交付金化の目的といたしましては、市町村裁量を拡大いたしまして、地域の実情に応じた活用を可能にすることということがございます。地域ごとに様々なニーズは異なっておるわけございまして、市町村の自由度を拡大することによって地域の実情に合った施策展開が可能になる、そのことによってメリットが出てくるというふうに基本的には考えております。ただ、説明会などで団体の皆様から支援が減ってしまうのではないかと、そういった心配をされる声が出ているということは十分に承知しております。ただ、今後の設計次第ではございまして、市町村が交付金を自由に活用することによりまして、その地域、その年度において最も重要な仕事に手厚い補助を行う、そういう選択も可能になるということもあるのかなというふうに考えております。

交付金の制度設計につきましては、補助金の所管部局、そして市町村と十分に協議の上、平成26年度当初予算に向けて具体的な内容をまとめてまいります。その中で、当然交付金化することによってどのような影響が出てくるのか、そういったことについては十分考慮していかなければならないというふうに考えております。個々の市町村に生ずる影響、それから補助金の最終受益者であります団体への影響につきましても、配慮しながら制度設計をしてまいりたいというふうに考えております。

谷口委員

特に福祉関係の障害者の方々の支援の団体というのは小さな団体も多くて、この補助金がなければ実際に運営が立ち行かないというところもたくさんあります。

先ほどそうした団体への影響もしっかり配慮しながら進めていくというお話でしたけれども、具体的に交付金化する中で、今の受益団体の方々が引き続きそういうメリットを受けられるような仕組みというのは、具体的にはどんなことが考えられるのか。

市町村財政課長

交付金化の目的を十分に生かすためには、一つの大きなくくりにまとめて大幅に裁量を拡大するというのが市町村の裁量という面からは望ましい方向であるというふうに考えております。

ただ、現状、今 15 の補助金がありまして、それを大きくくくって用途を拡大していくということになりますと、現状に対して生ずる影響というのは当然大きくなると思います。今の現状と理想とするようなそうした大きな変革というものの、どの地点をどれぐらいのタイムスパンで実現していくかというのが具体的な制度設計になってこようかと思っております。まだ具体的な制度設計が固まっているわけではございませんけれども、例えば時間をかけて裁量が用途拡大していくという方向もあると思っておりますし、今の補助金の制度に沿ってという考え方、そういった方向もあるのかなというふうに考えております。

谷口委員

私は基本的には交付金化によって、来るお金が、色は付いていないので、国の交付税と同じような状況が生まれてくるのではないかと非常に強い懸念を持っておりますので、そのことだけ申し上げておきたいと思っております。ですので、本当に今この補助金がないと運営していけない団体の目線でしっかりと取り組んでいただくように、強く要望しておきたいと思っております。

次に、未利用地の利活用について少しお伺いしたいと思っておりますけれども、資料によりますと、県有地が台帳価格の合計で 242 億円と、これは売却が見込まれる県有地だと思っておりますが、基本的なことですけれども、台帳価格は何の価格を表しているのかお聞かせください。

総務局財産管理課長

台帳価格の算定方法につきましては、特に一律何か法律で決まっているというものではございませんけれども、県有財産の適正な価格を算定するということが求められています。一般的には、時価で表示するもの、あるいは公示価格を用いるもの、または相続税の路線価で表示するもの、あるいは固定資産税評価額を用いるものなど、4種類いずれかで、それを用いて算定しているという例がございます。ただ、本県は、固定資産税評価額に準じて算定するという方法を採用しております。直近では平成 24 年度、本年度に固定資産税の評価替えがあったことから、本年 4 月に改定を行っているところでございます。

谷口委員

そうすると、売却する場合はこの台帳価格を基にやるのか、それとも先ほど固定資産税評価額とありましたけれども、2割なり3割なり上乘せして予定価格というのを決めていくのかお伺いしたい。

総務局財産管理課長

実際に売却するに当たって、まず適正な対価かどうか評価をした上で売却しております。その際は不動産鑑定士に依頼しまして、鑑定評価をしております。その鑑定評価を基にしまして一般競争入札にかけるということをしております。

谷口委員

一般競争入札にかける以外にも随意契約による売却もあると思うんですけれども、どのような場合に随意でできるのか確認させてください。

総務局財産管理課長

県有財産の売却につきましては、原則として一般競争入札によることとなっておりますが、随意契約をできる場合がございます。国または地方公共団体が公用または公共用に使うとき、あるいは公益法人その他の公共的団体が公益事業の用に供するとき、あるいは地形、面積等の関係から隣接者に処分するときなどが随契でできる場合がございます。また、一般競争入札の結果、入札者がいない場合であるとか、あるいは再度の入札に付しても落札者がいない場合、こういった場合についても随意契約で売却ができることになっておりまして、このような場合に随意契約を行っております。

谷口委員

一般競争入札で落札者がいない場合、売却できるというようなことですが、この場合、どういう工夫をしているのか、また、より高い価格で売却する、落札者がいないようなケースを生み出さないためにPRが大事だと思うんですけれども、その辺の工夫をちょっと確認させてください。

総務局財産管理課長

一般競争入札で売却ができなかったような物件につきまして随意契約をするんですが、入札終了後に先着順で随時購入ができるというような仕組みをつくっております。現在ホームページ等で募集したり、あるいは現地に看板を立てて随時に募集を行っている物件であるということをお知らせして、随意契約の申込みを受けるといことで実施しております。

他にもいろいろな形で周知をしております。今回、財産管理課で入札に付した10件のうち落札者がなかった物件が1件ございましたけれども、それについて随時募集という形で売却が成立している物件がございます。

谷口委員

是非、売却する場合は高い価格で売却できるように、PRも含めてしっかりやっていたきたいと思えます。

次に、本庁庁舎の耐震化について何点か伺いしていきたく思いますけれども、この委員会でも耐震化に当たって、庁舎の名称について要望を申し上げた経緯がありますが、特に新庁舎といっても、もう何十年もたっているということ、それから分庁舎と第二分庁舎があって、非常に外から見ると分かりづらいということもあり、私の方から、耐震化と建て替えをした際には名称の変更も含めて検討してもらいたいというお話をさせていただきました。

今回、一つ提案させていただきたいんですけれども、第二分庁舎が今度、災害対策の様々な機能を集約させるという計画になっていると思えます。当然、空きスペースは他の部署の方々も入るかと思うんですけれども、名称をもし変更ということになった場合に、例えば第二分庁舎については、災害対策、防災のことを

やっていますというアピールも含めて、例えば防災センターというふうな名前にするとか、災害対策、防災とかという冠を付けた名前ということを検討してもらいたいと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

庁舎管理課長

現在の庁舎名につきましては、委員御紹介のとおり建てたときの名称をそのまま使っておりますので、今の時点では分かりにくいといった課題がございます。例えば、分かりやすいという観点からは、委員御提案のように、庁舎に入っております県の所属が分かるような名称、来庁者から見ての方角などで付けた名称、あるいは建物のデザインや特徴、例えば本庁舎ですと、キングの塔的な特徴がございますが、そういった特徴を表した名称、様々な観点が考えられるかと思いません。

こういった県が考えた名称のほか、例えば名称募集を県民の方に広く行いまして、それらにより考える、あるいはそういった中から更に県民の方に選んでいただく、そういった幾つかの方法が考えられると思います。

今後、基本構想案に基づきまして、整備に実際に取り組むというふうな段階に至りましたらば、そういった建物の外観や、先ほど整備のスケジュール関係を申し上げましたが、再配置しますと、その部局も決まっておりますので、これらに並行いたしまして、分かりやすい名称付けに向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

谷口委員

是非県民の方からの名前を募集して、県民の皆さんで決めていただく、そういうふうにして分かりやすい名称にさせていただきたいと思えます。

それから、ちょっと細かな点ですけども、今回の耐震化の中で、電話設備をIP化するというのも盛り込まれております。昔、IP電話が出始めた頃は、結構途中で切れたり混信したり、聞こえづらかったり、雑音が入ったりというふうなこともありました。今回、全てIP化することですけども、これは本当に大丈夫なのか確認させてください。

設備管理課長

IP、いわゆるインターネットプロトコル電話、これにつきましては情報ネットワークに電話を接続して通信を行うものです。IP電話の中でもインターネットを利用したいわゆるインターネット電話、これは通話中の音質が風呂場で話しているように反響したり、こもって聞きづらいとか、そういった話を以前聞いたことがあります。その原因としては、インターネットでは通信の量が管理されておらず、通信が込み合うときなどは通信の品質が著しく低下するというのが原因となっております。

本庁庁舎で今回導入を予定するIP電話については、高速で通信品質が管理された庁内ネットワークを利用するため、適切な設計を今後行うことによって、通話品質の問題は生じないというふうに考えております。

谷口委員

今回、その電話を I P 化する狙いというのはどこにあるのでしょうか。

設備管理課長

本庁庁舎の情報通信及び電話設備等は、パソコン等をつなぐ情報ネットワークと電話等の通信ラインが現状で分かれておりまして、それぞれ別々の専用配線で本庁庁舎間を接続しているなど、現状では非効率的な状況になっております。そのため、通信ラインを一元化しまして、新たな情報ネットワークを利用して電話設備の利便性を高めるとともに、情報通信網を統合して必要な情報を集約するということが今回の狙いになっております。

なお、その際に既存の電話設備については、新たな情報ネットワークを接続するに当たり、老朽化しておりまして、規格や仕様が相違して使用できないため、I P 電話交換機に交信を行えないということになっております。

谷口委員

I P 化しない方がよかったなとならないように、しっかりと進めていただきたいと思います。

それから、これも細かい点ですけれども、渡り廊下の改修について伺いたいんですけれども、3・11 のときは新庁舎と第二分庁舎で渡り廊下は被害があったわけで、今回、渡り廊下についてはどういう耐震化をすることになっているんですか。

財産経営課長

現在、本庁庁舎におきましては二つの渡り廊下が存在しております。新庁舎を中心にいたしまして本庁舎側、それから第二分庁舎側にあるわけでございます。渡り廊下は、今構造的には地盤からの柱と、それから新庁舎あるいは第二分庁舎の床を、あごを出したような形でそれが渡り廊下を受けるといような形の構造になってございます。渡り廊下と庁舎は、構造的には完全に分離しておりまして、地震のときに揺れる幅、これのクリアランス、いわゆる隙間でございますが、それを設けて、一般の歩行には支障がないように鉄板、エキスパンションジョイントと言っておりますが、その鉄板を敷いて支えていたわけでございます。

今回、新庁舎を免震にするということになりますと、地盤との振動の振れ幅が違ってまいります。一般的には、今以上に大きなクリアランスを設けないと建物がぶつかってしまうということが予想されますので、今後の基本設計・実施設計の中でそのクリアランスを設けるべく、少し床を改修した中で、建物等がぶつかり合わないような構造にしていくということで、いずれにいたしましても、新庁舎、本庁舎、第二分庁舎とともに渡り廊下についても安全性を確保する設計を今後は進めてまいりたいと思っております。

谷口委員

是非しっかりとお願いしたいと思っております。

最後に 1 点、提案させていただきたいと思うんですけれども、前回の私の一般質問でも取り上げさせていただいたんですが、大きな地震があつてエレベーターが止まったときに、高層階から下りるのに車椅子の方、足が不自由な方の対策と

して階段避難車というものがあります。避難車というのは、車ではなくて、よく地下鉄なんかで売店とかに新聞や飲物を運んでいる業者がいますけれども、ああいうイメージなのですが、車椅子の形でそのまま階段を下っていけるという、そういう階段避難車というのがあります。実は3・11 のときには、あのビルにこの階段避難車が備え付けられていて、10名の足の不自由な方が助かったということもあります。

今回、この耐震化に当たって、ここの県庁は、職員の中に車椅子の方もいらっしゃいますが、また、来庁者の方に車椅子の方もいらっしゃいます。そういう意味で、エレベーターが止まって下りられないということがないように、この階段避難車を一つなり二つなり備え付けておくことが私は大事だと思うんですけれども県の考えをお伺いしたいと思います。

庁舎管理課長

この基本構想案では、地震・津波対策のほか、建築基準法への適合あるいはその老朽化対策、併せましてユニバーサルデザインの対応、こういったものを考えたいと考えております。

委員御指摘のとおり、車椅子の方だとか階段を下りることが困難な方が階段を下りるための階段昇降機を使うことは、既に介護用品や救急医療の現場で使われて実績がありまして、その機材といたしましては、委員御紹介のキャタピラーが付いて、動力を持って上がることもできるようなものから、下るだけなんですけれども、非常に簡易なものまで様々にあるというふうに承知しております。エレベーターが使用できなくなった場合を想定いたしまして、この階段昇降機を備えておくということは有効な選択肢の一つと考えますので、この庁舎の改修に併せて対応する方向で検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

前向きな御答弁ありがとうございます。これはしっかりと、県がやっているとアピールする意味でも非常に大事なことだと思いますので、是非実現に向けて進めていただきたいと思います。

続いて、県税事務所の再編についてお伺いしたいと思います。

実は、私の地元の大和市の大和県税事務所、ここが統廃合の廃の方になって厚木に移るということで、大きな影響を受けるわけでありまして、その観点から質問させていただきたいと思います。

最初に報告資料で、再編の視点として、執行体制の強化ということが挙がっているわけでありまして、どんな課題があるのか、まず簡単に確認させてください。

税制企画課長

県税事務につきましては、外形標準課税が導入されたり、所得税から住民税への税源移譲等がありまして、制度面でかなり大きな変化がございます。これに対応して、私ども税の最大の使命であります適正・公平な賦課徴収といった税収確保を進めるためには、実務面で若干体制に影響が出ております。何かと申します

と、外形標準課税、これは県が独自に税務調査をしていかなければいけない。本件で約 1,500 社対象がございませけれども、このため専門性をより高めていかなければいけないということ。あるいは税源移譲に伴いまして個人県民税の収入未済が非常に増えておりますので、市町村と連携して徴収対策を強化していかなければいけないという要請もございませ。

こうした税務調査ですとか滞納整理というのは、一般的な税法の知識だけでは足りませ。やはり現場で実務を積み重ねる中で、企業決算の分析ですとか滞納者の財産を発見する能力ですとか、そして対人折衝能力というのが大事でございませるので、そういう経験を積み重ねる中で、いわゆるマニュアルではできないノウハウを身に付けていかなければいけないという形です。

それが一つの課題でございませして、もう一方、県税事務所、特に小さい事務所ではかなり職員数が限定されておりますので、特に現地に行く機動能力ですとか組織力の向上が図りにくいというような面ですとか、それからどうしても身近に仕事を教えてもらえる方がいないというようなスキルアップの面での課題がございませ。こうしたことがございませるので、できるだけ今回の再編によりまして、一つの県税事務所にて一定規模の職員数を確保して、経験のない方でも経験を積んだ職員と一緒に現地に足を運んで、税務調査なり滞納整理をする機会をできるだけ増やしてスキルアップを図っていくということでございませ。その中で、専門性ですとか機動性ですとか、あるいは組織力を発揮して、職員がよりやりがいを持って徴収確保に取り組めるような体制に強化していきたいという考えでございませ。

谷口委員

最後のお話の中で、外形標準課税については一定の理解をしましけれども、個人県民税のところは、ちょっとお話はありませたけれども、基本的に市町村が集めることであって、直接県はこの個人県民税については携わっていないということだと思っんですね。ですけれども、この理由の中に個人県民税が移ってきて、未収対策をしなければいけないというお話はありませたけれども、これはどういうふうな理由によるんですか。

徴収対策課長

個人県民税につきましては、委員おっしゃるとおり基本的には市町村の賦課徴収する事務だということで認識してございませけれども、平成 19 年、いわゆる三位一体改革で税源移譲によりまして、個人住民税につきましては、県も市の徴収が大幅にアップしたということで、それに伴いまして収入未済額も大分増えたという見込みがございましたので、本県として独自の施策といたしまして、県の職員を平成 19 年度から市町村に直接派遣しております。短期間でございませけれども、派遣して市町村の身分を併せ持って、市町村の職員として住民税を滞納整理するという制度を実施してございませ。具体的には 2 名を 1 組といたしまして、当時は 6 人の体制で、県職員を市町村に派遣してきたということでございませが、現在では、それを 22 名の体制で、2 人 1 組で 11 チームを編成いたしまして、県内

の市町村に派遣するという取組を行ってございます。

この短期派遣の職員 22 名というものは、県税事務所の職員が減少していく中で、それを生み出していかなければいけないということになりますと、結果的には県税事務所の職員を私ども徴収対策課の個人住民税グループに集めて、県庁から区市町村に派遣すると、こういう仕組みになってございますので、県税事務所の人たちにも影響してきます。現在、未済額の全体は約 344 億円でありますけれども、その 4 分の 3 が住民税の未済であるということで、ここを滞納整理しない限りは、自主財源を確保できないだろうという危機感を持って対応してございますので、引き続き市町村と連携して、住民税の未済を何とか圧縮していきたいということで今取り組んでいるところでございます。

谷口委員

そうすると、統合することによって、この 22 人の体制はどうなっていくのか。徴収対策課長

今のところ、やり方といたしましては、今本庁の方に 22 人の職員を配置して、そこからということがございますけれども、今度は再編を生かしました場合に、それを県税事務所に配属するのか、また本庁に置いてみるか、これは今後の議論になりますけれども、いずれにしてもこの仕組み自体の、今 5 年間で収入額だけでも 20 億円という実績もございますので、この短期派遣の制度、枠組みは維持していきたいというふうに考えてございます。ただ、本庁なのか県税事務所なのかというのは今後議論して、平成 26 年度の再編までには詰めていきたいというふうに考えてございます。

谷口委員

次に、納税者の方々の利便性についてお伺いしたいと思いますけれども、県税事務所に訪れる方々の目的はどういった目的なのか、また頻度はどの程度なのか。税制企画課長

県税事務所においていただく方の目的でございますけれども、やはり一番多いのが納税証明書をお取りいただく目的、それからその次が法人事業税や県民税の申告においていただく方でございます、全体で 36% ほどの方が納税証明書の目的、それから法人二税の申告においていただく方が 17% ほどということでございます。

例えば頻度となりますと、一概に申し上げにくい面がございますけれども、こうしたおいでになられる目的から考えますと、まず一番多いのが、証明書の中でも車検のときに使う自動車税の証明書であります。そうしますと、車検の時期ということになります、通常は 2 年に 1 回ということでございます。それ以外の証明書につきましては、建設業の許可申請ですとか入札参加資格の際に必要な、あるいは融資を受けるときに必要になるという目的が多いわけでございます。数年に一度ということもあるでしょうし、年に数回ということもあるでしょうし、ちょっと何とも申し上げにくい部分がございます。

それから、法人二税につきましては、通常確定申告は年 1 回でございます。中間

申告が必要な場合でも年2回ということでございます。ただ、お一人の方がいろいろな目的でおいでいただくということも当然あるわけでございますので、どのぐらいの頻度というのは申し上げることはなかなか難しいだろうと考えております。

谷口委員

納税証明の方が数多く占めているという話ですけれども、特に車検のときの納税証明ということだと思っておりますが、私の地元大和は厚木に移るということで、地理的には県央の中心のところになりますけれども、大和からすると駅から非常に遠いところにあり、それから、相模川を渡らなければいけないので、そういう意味では利便性がかなり低下するということが見込まれます。今まで例えばコンビニ収納とか電子申告とかそういったことの取組を進めてきているとは思いますが、けれども、こういった自動車税の納税証明も含めて、更に拡充していかなければ、今回の統廃合も一方的に利便性が低くなるということになってしまいかねないので、そういった点についてどういう御努力をされるのか確認させてください。

課税課長

委員御指摘のように納税証明書を取りに来られる方等が最寄りにあった県税事務所がなくなってしまうと、当然その利便性というのは低下することが考えられますので、その辺につきましての対策を今検討しております。

ちなみに、現在でも自動車に係する手続ですとか納税証明書につきましては、主管の県税事務所以外のところでも交付ができるようになっておりまして、大和県税がなくなってしまった場合でも、厚木県税ではなくても、例えば相模原ですとか藤沢ですとかそういったところは御利用になることはできます。ただ、それでもやはりお近くに県税事務所がなくなってしまう方がいらっしゃいますので、そうした方のために、まず自動車につきましては、車検用の納税証明書の交付の請求でお見えになる方が非常に多いので、コンビニ収納を導入いたしましたときに、一緒に納税証明書を添付してあるような納付書を発行できるようになりましたので、金融機関ですとかコンビニで自動車税を納めていただくと、その領収書と一緒に納税証明書がお手元に届くような仕組みはつくってございます。

それ以外の対応といたしましては、自動車税などの車検用の納税証明書に関しましては、これは県独自ではちょっとできないものなんですけど、全国的な取組といたしまして、車検のときに必要な納税証明書を運輸支局の方で電子的に確認する制度、こういったものの導入が検討されております。この導入に向けて、平成25年度にその実施に向けた実証実験も行われる予定となっております。この制度が実現いたしますと、車検のためにわざわざ納税証明書を取らなくても、要は運輸支局の窓口で運輸支局の職員が確認ができるということなので、紙ベースの証明書が要らなくなりますので、そうしますと納税者の方にとっても県にとっても非常に負担の軽減が図られるというようなものでございますので、その早期実現に向けて、神奈川県といたしましても検討を進めているところでございます。

あわせて、納税する機会を拡大するというところで、今回、自動車税のクレジッ

ト収納、それから個人事業税と不動産取得税についてコンビニ収納の導入も平成26年度の再編に併せて導入できるように、今検討を進めているところでございます。

谷口委員

国と一緒にやっている自動車税の納税証明書の電子化については、一刻も早くできるように県としてしっかりやってもらいたいと思います。

県税事務所は大和から出ていくわけでありますけれども、他のところもありますけれども、幾つか空き庁舎ができるわけですが、今後の利活用についてどう考えているのか確認させてください。

総務局財産管理課長

今回の県税事務所の再編案でいきますと、単独で庁舎を構える県税事務所につきましては、空き庁舎が生じるものがございます。具体的には保土ヶ谷県税、大和県税が空き庁舎になるということになります。その後の利活用につきましては今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

谷口委員

例えば大和は駅のすぐ近くにあって、いろいろな利用の仕方ができるかと思うんですけれども、基本的には県がまず使うかどうか、次に市町村が利用するかどうか。でなければ、民間への売却ということになるかと思うんですけれども、例えば市が利用したいというときに、売却だけではなくて、賃料を少し優遇して、県の施策と一致する場合には優遇してもらおうとか、そういうことも可能なかどうか確認させてください。

総務局財産管理課長

市町村に売却する場合あるいは貸し付ける場合につきましても、基本的には有償でお願いしておりまして、ただ、公共的な利用を図るということであれば減額ということも御相談に応じております。

谷口委員

県税事務所の再編については、しっかりと利便性を考えてください。明らかになくなるところは落ちるわけですから、それを補完することをしっかりとやっていただきたいと要望したいと思います。

次にライフイノベーション特区についてお伺いしていきたいと思っておりますけれども、我が会派の亀井議員が本会議でもグローバル・コラボレーション・センターの立ち上げを支援するためにFDAの元次官のノリスさんと連携するという、それについては答弁を頂いておりますけれども、ノリスさんから助言とかをもらうために、県はどういった内容の契約を交わす予定なのか。

政策局参事（国際戦略総合特区担当）

今お話のありましたグローバル・コラボレーション・センターは、企業の海外市場の展開を円滑にサポートするため、民間の組織として立ち上げようと考えております。ノリスさんに期待しているコラボレーション・センターにおけるコーチング、助言のための費用につきまして、その具体的な内容、始めようとするところにつきましては、今後は参加していただける企業の方々と調整を行う方向で考え

ておりますので、現段階では何も具体的に決定しておりません。

谷口委員

契約金額もまだ決まっていないということですが、そのノリスさん、元次官ということで、この方と連携すれば本当にこのGCCがきちんと立ち上がって、本当にこの特区でライフサイエンスの産業を支援する仕組みがきちっとつくれるのかどうか。この点についてはどうでしょうか。

政策局参事（国際戦略総合特区担当）

ノリスさんは米国食品医薬品局の元次官で、それから最高執行責任者、それからFDAで審査の在り方の改革等をされた大変な実力者であると。それから、日本との関係におきましても、日米の企業に対する交渉、日本に対してもお詳しいという方で、この方の知見とかノウハウ、ネットワークは非常に期待できるのではないかと考えております。

ただ、コーチングを丸投げするというのではなくて、そのノリスさんのコーチングをしっかりと受け止めるための、例えばIT等を活用しながら、コラボレーション・センターのしっかりとした体制をつくっていきたいと考えておりましたので、このまま今後参加していただける企業等々の体制づくりも含めて、具体的に考えていきたいと思っております。

谷口委員

この特区は横浜市、川崎市との連携事業なわけでありましてけれども、この横浜、川崎との連携の上でどういう調整を行っているのか、ここをちょっとお伺いします。

政策局参事（国際戦略総合特区担当）

このコラボレーション・センターにつきましては、11月9日に開催しましたライフイノベーションの地域協議会におきまして、知事から特区における産業支援策の強化という形で、グローバル・コラボレーション・センターをイメージした御提案を行い、横浜市、川崎市からも基本的な方向性については御理解いただいたと受け止めております。

今後、具体的な内容を、今申し上げましたとおり参加していただける企業等と詰めていく過程で、両政令市に対しても十分調整を図りながら、横浜市、川崎市と連携した事業として打ち出せるよう、今後努めてまいります。

谷口委員

それでは、県の取組に対してどういう反応があったのか、具体的に教えてください。

政策局参事（国際戦略総合特区担当）

企画の段階で、必ずしも十分に練った段階でないという中で調整しましたので、横浜市から聞くと十分連携がとれていなかったという声もありましたが、現在大変丁寧な説明を行っておりますし、それから3団体の打合せを綿密に行っておりまして、両市と合意がとれるという方向で十分連携をとって、今後もしっかりとやっております。

谷口委員

具体的な反応というのをお聞かせ願いたいんですが。

政策局参事（国際戦略総合特区担当）

企業の海外進出を支援するという取組に対しては、両市とも基本的な考え方は御理解いただいています。ただ、それを具体的にどういう形で展開するかというところについては、まだ完全に詰め切っていなかった点もございしますが、その点については両市から御意見があった場面もございました。

鈴木委員

今話を聞いてすごく心配しているのは、横浜市会の議員なんか聞いても、この話は何にも知らないと言っています。今、地震の話なんかにしてもそんなだけけれども、特に川崎市は、今かなり市としてどんどん先行してやっつけやらないですか。今の参事の答弁を聞いてみると、神奈川県だけが絵だけ描いて、本当に手足となるところは両市ではないですか。ここに、具体なところはこれからですと。具体的ではないのに何でこんなにどんどんこれもやります、あれもやりますと出てくるんだろうというのを心配しているんですけども、いかがですか。

政策局参事（国際戦略総合特区担当）

今、基本的な骨格となるコンセプトをつくっている段階です。具体的にどこの機関、あるいは研究機関、教育機関と組んで、どういう事業を展開するかということについてはまだ具体的な段階に至っておりません。これを具体化する段階で、例えば企業ニーズを踏まえながら、四つの機能というのを申しあげましたけれども、四つの機能のアウトラインはありますけれども、そこで具体的な何をするかというのは今後詰めていく段階ですので、ここはしっかりと両市の御意見も踏まえながら進めていきたいと考えています。

鈴木委員

ですから、私が心配しているのは、今絵だけがどんどん出ていること。もうここで質疑していて、失礼ですけども、参事からの答弁を聞いていて、大体こうなるだろうなど、GCCなんかは具体的には出てきていますよね。ですけど、それを現実に進める具体的なプロセスとか例えばロードマップみたいなものというのは、本当に横浜市と川崎市も含めた形で、これを詰めた形で本当に出ているんだろうか。ノリスさん、私もすごく心配しているのは、元次官ですよ。人脈とか何とかいったって、別の国の方が来ていきなり、FDAの導入ということをお願いして入れてくださったのかもしれないけれども、少なくともノリスさんはそこで入ってきているのであるならば、今また顧問としてあるのであるならば、それなりのもっと両市も含めた具体的な話が私は聞けると思っていたんです。ところが、現実には、これからですとなると、足回りが一番大事なのに、これから調整していき、物すごくもめることであって、要するに、今こんな前のめりでどんどん、これもやります、あれもやりますとお金もない中で、横浜市と川崎市がこれは本当に一つで合意しながらやっているんだろうかというふうにごく心配して

いるんですけれども、いかがですか。

政策局参事（国際戦略総合特区担当）

繰り返しの答弁になってしまいますけれども、基本的な考え方については両市から合意をいただいております。具体的な内容というのは、正に両市と一緒にこれから考えていく体制を今しっかりとつくっている段階でございます。

鈴木委員

僕がすごく心配しているのは、本当に地に足を着けてやらないと、県というのはつくるのはすごいまい。とにかく絵だけ描くのはうまい。ところが、その中身がしっかりとしたものになるのかがすごく心配しているんです。現実に横浜市と川崎市がしっかりとその意図を受け止めてやらないとどんなに良い絵を描いたってそれはできないだろうと思います。多分今まで経験したことのないようなプロジェクトに挑戦されるんだろうと思いますので、是非ともその点よろしくお願い申し上げたいと思います。

谷口委員

これで私の質問を終わります。